

平成26年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について

1 被害児童数の推移（図1）

- 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は152人（前年比-7人、-4.4%）。平成20年の出会い系サイト規制法の法改正以降、届出制の導入により事業者の実態把握が促進されたことや、事業者の被害防止措置が義務化されたことなどにより減少傾向にある。
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童は1,421人（前年比+128人、+9.9%）。平成25年以降、無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因する犯罪被害等により増加傾向にある。

2 被害児童の状況

- 被害の最も多い罪種は、出会い系サイトに起因する事犯では、児童買春（74人、全体の48.7%）、コミュニティサイトに起因する事犯では、青少年保護育成条例違反（711人、全体の50.0%）。（図2）
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童の方が、出会い系サイトと比べて低年齢層の割合が多い。（図3）
- 被害児童がコミュニティサイトへのアクセス手段として携帯電話を使った事犯のうち、スマートフォンを利用して被害に遭った割合は9割弱。（図4）
- コミュニティサイトの利用について、保護者による注意を受けていなかった被害児童は5割強、学校において指導を受けていなかった被害児童は3割強。被害児童の約4分の1は不登校。（図5）
- コミュニティサイトの利用時、プロフィールを詐称した被害児童は3割強。（図6）

3 今後の対策

(1) 出会い系サイト対策

- 悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底
- 禁止誘引行為等の書き込み違反者に対する取締りの継続

(2) コミュニティサイト対策

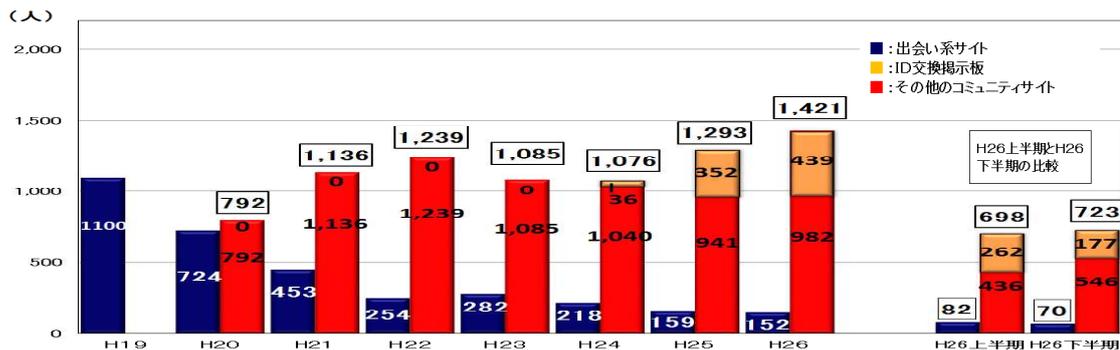
- サイト事業者の規模、提供しているサービスの態様に応じた児童被害防止対策の強化に向けた働きかけの実施
 - ・ ミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化
 - ・ 実効性あるゾーニングの導入
 - ※ 「実効性あるゾーニング」～サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないように携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用し、大人と児童とのミニメールの送信や検索を制限すること。
- 関係省庁、事業者及びEMA等の関係団体と連携した対策の推進
 - ・ スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進
 - ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有
 - ※ 「EMA(エマ)」～一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

【Content Evaluation and Monitoring Association】

(3) 補導活動及び取締りの推進

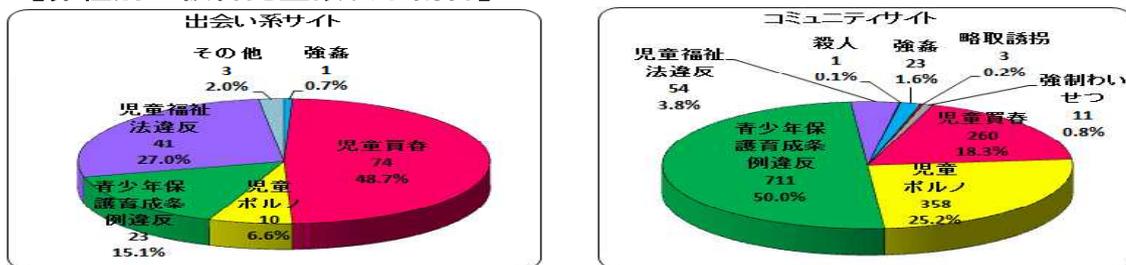
- サイバー補導の積極的推進
- インターネットを利用した福祉犯事件に対する取締りの推進

図 1 【出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の推移】



※ コミュニティサイトの統計は平成20年から取り始めた。

図 2 【罪種別の被害児童数及び割合】



※ 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

図 3 【年齢別の被害児童数及び割合】

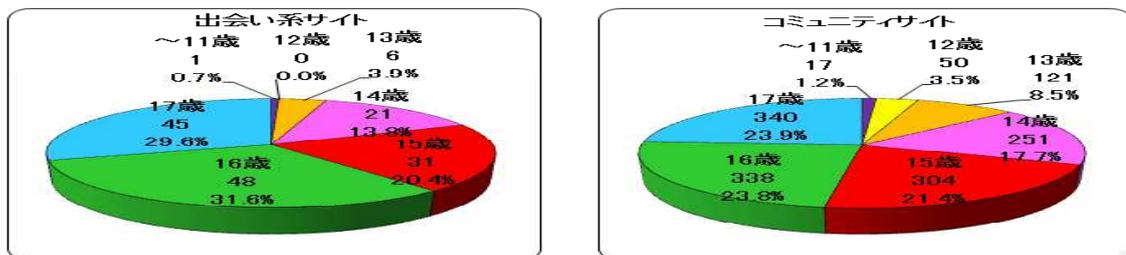
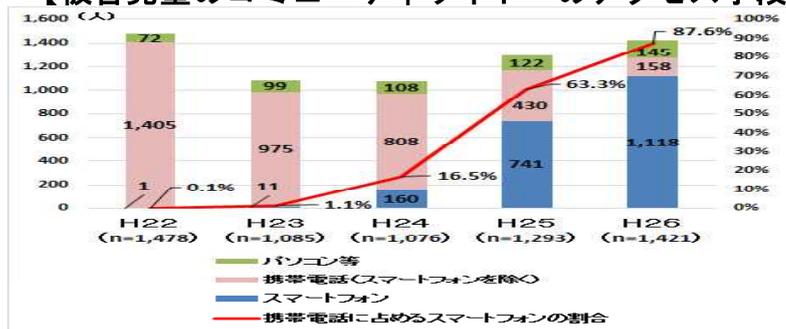


図 4 【被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段】



※ 平成26年中のアクセス手段全体に占める携帯電話（パソコンを併用したものとスマートフォンを含む。）の割合は89.8%。

※ パソコン等にはパソコン、その他、不明を含む。

※ 平成22年は、被害児童が複数の被害に遭った場合、それぞれに計上しているため、被害児童数を上回っている。

図 5 【被害児童への注意・指導状況】

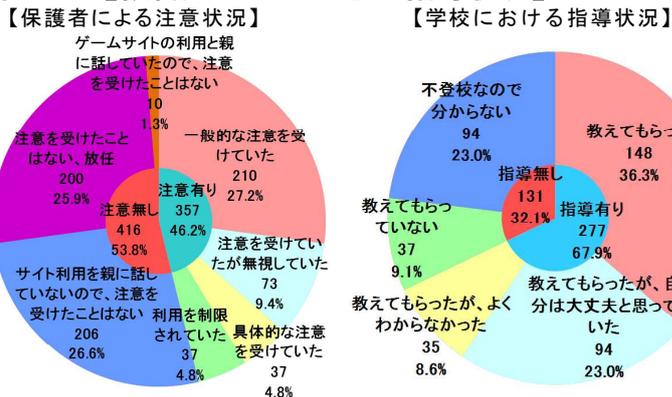


図 6 【被害児童のプロフィールの詐称状況】



(参考資料)

第1 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童の状況等

1 被害児童数の年別推移

(人)

罪名	H22	H23	H24	H25	H26	H26		前年比	%	
						上半期	下半期			
児童福祉法違反	34	46	46	38	41	22	19	+3	+7.9%	
青少年保護育成条例違反	42	46	30	31	23	16	7	-8	-25.8%	
児童買春・児童ポルノ法違反	児童買春	151	160	117	71	74	38	36	+3	+4.2%
	児童ポルノ	19	22	19	14	10	4	6	-4	-28.6%
	小計	170	182	136	85	84	42	42	-1	-1.2%
重要犯罪	殺人	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	強盗	1	0	0	0	0	0	0	±0	-
	放火	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	強姦	1	0	0	0	1	1	0	+1	-
	略取誘拐	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	強制わいせつ	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	小計	2	0	0	0	1	1	0	+1	-
その他	6	8	6	5	3	1	2	-2	-40.0%	
合計	254	282	218	159	152	82	70	-7	-4.4%	

2 被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段

(人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H26		前年比
						上半期	下半期	
被害児童数	254	282	218	159	152	82	70	-7
携帯電話	251 (98.8%)	272 (96.5%)	210 (96.3%)	137 (86.2%)	136 (89.5%)	75 (91.5%)	61 (87.1%)	-1
パソコン	3 (1.2%)	10 (3.5%)	8 (3.7%)	12 (7.5%)	5 (3.3%)	5 (6.1%)	0 (0.0%)	-7
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (5.9%)	0 (0.0%)	9 (12.9%)	+9
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (6.3%)	2 (1.3%)	2 (2.4%)	0 (0.0%)	-8

※ 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

3 出会い系サイト規制法の運用状況等

(1) 出会い系サイト事業者の届出数の年別推移

(件)

	H22	H23	H24	H25	H26	前年比
届出事業者数	1,043	1,289	1,355	1,321	1,372	+51
法人	870	1,114	1,178	1,146	1,193	+47
個人	173	175	177	175	179	+4
届出サイト数	2,376	2,707	2,626	2,453	2,580	+127
法人	2,057	2,382	2,310	2,155	2,281	+126
個人	319	325	316	298	299	+1

※ 各年12月末現在の届出数

(2) 出会い系サイト規制法違反の検挙状況

(件)

	H22	H23	H24	H25	H26	H26		前年比	%
						上半期	下半期		
法第6条(禁止誘引違反)	404	451	360	337	278	136	142	-59	-17.5%
うち児童による誘引	284	273	252	185	152	81	71	-33	-17.8%
法第7条(無届)	8	12	3	2	1	0	1	-1	-50.0%
法第9条(名義貸し)	0	1	0	0	0	0	0	±0	-
合計	412	464	363	339	279	136	143	-60	-17.7%

(3) 出会い系サイト規制法に基づく行政処分状況

(件)

	H22	H23	H24	H25	H26	H26		前年比	%
						上半期	下半期		
指示(第13条)	4	0	0	0	0	0	0	±0	-
事業の停止等(第14条)	0	1	0	0	0	0	0	±0	-

第2 コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童の状況

1 被害児童数の年別推移

(人)

罪 名	H22	H23	H24	H25	H26	H26		前年比	%	
						上半期	下半期			
児童福祉法違反	33	38	32	22	54	25	29	+32	+145.5%	
青少年保護育成条例違反	772	637	596	678	711	361	350	+33	+4.9%	
児童買春・児童ポルノ法違反	児童買春	214	176	182	226	260	137	123	+34	+15.0%
	児童ポルノ	180	217	242	341	358	163	195	+17	+5.0%
	小 計	394	393	424	567	618	300	318	+51	+9.0%
重要犯罪	殺 人	0	0	0	0	1	1	0	+1	-
	強 盗	1	0	2	1	0	0	0	-1	-100.0%
	放 火	1	0	0	0	0	0	0	±0	-
	強 姦	25	9	14	18	23	6	17	+5	+27.8%
	略 取 誘 拐	2	1	2	3	3	1	2	±0	±0.0%
	強 制 わ い せ つ	11	7	6	4	11	4	7	+7	+175.0%
	小 計	40	17	24	26	38	12	26	+12	+46.2%
合 計	1,239	1,085	1,076	1,293	1,421	698	723	+128	+9.9%	

※ 児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反、児童買春・児童ポルノ法違反及び重要犯罪に限り計上している。

2 被害児童に関する状況

(1) 被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段

(人)

	H22		H23		H24		H25		H26上		H26下		H26	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
携帯電話(携帯+パソコンを含む)	1,406	95.1%	986	90.9%	968	90.0%	1,171	90.6%	627	89.8%	649	89.8%	1,276	89.8%
(携帯電話全体に占めるスマートフォンの人数及び割合)	1	0.1%	11	1.1%	160	16.5%	741	63.3%	543	86.6%	575	88.6%	1,118	87.6%
パソコン	69	4.7%	79	7.3%	79	7.3%	71	5.5%	30	4.3%	13	1.8%	43	3.0%
その他	3	0.2%	5	0.5%	24	2.2%	45	3.5%	34	4.9%	56	7.7%	90	6.3%
不明	0	0.0%	15	1.4%	5	0.5%	6	0.5%	7	1.0%	5	0.7%	12	0.8%
n	1,478	100.0%	1,085	100.0%	1,076	100.0%	1,293	100.0%	698	100.0%	723	100.0%	1,421	100.0%

携帯電話のうち、スマートフォンが9割弱を占める。

※ スマートフォンの割合は、携帯電話を100%として算出したもの。

※ 平成22年は、被害児童が複数の被害に遭った場合、それぞれに計上しているため、被害児童数を上回っている。

※ 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある(以下同じ)。

(2) 携帯電話の購入時の来店状況

(有効回答) (人)

	H22 (下半期のみ)		H23		H24		H25		H26上		H26下		H26	
	保護者と被害児童が一緒に来店	122	76.3%	272	85.8%	179	79.9%	211	88.3%	103	81.7%	115	91.3%	218
保護者のみ来店	38	23.8%	44	13.9%	45	20.1%	28	11.7%	23	18.3%	11	8.7%	34	13.5%
児童のみ来店	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
n	160	100.0%	317	100.0%	224	100.0%	239	100.0%	126	100.0%	126	100.0%	252	100.0%

保護者と被害児童が一緒に来店した割合が9割弱を占める。

(3) 使用携帯電話の名義

(有効回答) (人)

	H22		H23		H24		H25		H26上		H26下		H26	
	本人	341	28.9%	209	21.1%	172	22.1%	174	19.1%	100	19.6%	91	18.5%	191
母親	393	33.3%	372	37.6%	315	40.5%	373	40.9%	192	37.7%	190	38.7%	382	38.2%
父親	343	29.1%	269	27.2%	226	29.1%	299	32.8%	173	34.0%	171	34.8%	344	34.4%
家族等(兄弟姉妹、祖父母、配偶者等)	50	4.2%	35	3.5%	33	4.2%	33	3.6%	18	3.5%	22	4.5%	40	4.0%
友人・知人	24	2.0%	28	2.8%	20	2.6%	21	2.3%	15	2.9%	14	2.9%	29	2.9%
被疑者	17	1.4%	3	0.3%	7	0.9%	4	0.4%	5	1.0%	2	0.4%	7	0.7%
その他	11	0.9%	73	7.4%	4	0.5%	7	0.8%	6	1.2%	1	0.2%	7	0.7%
n	1,179	100.0%	989	100.0%	777	100.0%	911	100.0%	509	100.0%	491	100.0%	1,000	100.0%

両親名義の割合が7割強(72.6%)を占める。

(4) プロフィールの詐称状況

(有効回答) (人)

	H22		H23		H24		H25		H26上		H26下		H26	
	詐称有り	258	18.8%	206	16.6%	164	15.6%	207	18.4%	196	33.3%	173	28.0%	369
詐称無し	1,111	81.2%	1,032	83.4%	889	84.4%	919	81.6%	393	66.7%	445	72.0%	838	69.4%
n	1,369	100.0%	1,238	100.0%	1,053	100.0%	1,126	100.0%	589	100.0%	618	100.0%	1,207	100.0%

プロフィールを詐称した割合が3割強を占める。

(5) 保護者による注意状況

(有効回答) (人)

	H22		H23		H24		H25		H26上		H26下		H26				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	割合		
一般的な注意を受けていた	110	12.9%	143	20.5%	135	22.3%	183	25.2%	109	26.5%	101	28.0%	210	27.2%	注意有り	357	46.2%
注意を受けていたが、無視していた	51	6.0%	69	9.9%	59	9.8%	78	10.7%	38	9.2%	35	9.7%	73	9.4%			
具体的な注意を受けていた	49	5.8%	26	3.7%	24	4.0%	27	3.7%	24	5.8%	13	3.6%	37	4.8%			
利用を制限されていた	36	4.2%	27	3.9%	28	4.6%	25	3.4%	23	5.6%	14	3.9%	37	4.8%			
サイト利用を親に話していないので、注意を受けたことはない	140	16.5%	219	31.4%	166	27.4%	217	29.8%	105	25.5%	101	28.0%	206	26.6%	注意無し	416	53.8%
注意を受けたことはない、放任	433	50.9%	187	26.8%	171	28.3%	188	25.9%	108	26.2%	92	25.5%	200	25.9%			
ゲームサイトの利用と親に話していたので、注意を受けたことはない	32	3.8%	27	3.9%	22	3.6%	9	1.2%	5	1.2%	5	1.4%	10	1.3%			
n	851	100.0%	698	100.0%	605	100.0%	727	100.0%	412	100.0%	361	100.0%	773	100.0%			

保護者による注意を受けていなかった割合が5割強を占める。

(6) 学校における指導状況

(有効回答) (人)

	H22		H23		H24		H25		H26上		H26下		H26				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	割合		
教えてもらった	152	27.2%	161	38.1%	121	34.0%	162	42.0%	72	34.6%	76	38.0%	148	36.3%	指導有り	277	67.9%
教えてもらったが、自分は大丈夫と思っていた	150	26.8%	99	23.4%	99	27.8%	88	22.8%	42	20.2%	52	26.0%	94	23.0%			
教えてもらったが、よくわからなかった	56	10.0%	34	8.0%	32	9.0%	26	6.7%	16	7.7%	19	9.5%	35	8.6%			
教えてもらっていない	84	15.0%	32	7.6%	32	9.0%	42	10.9%	24	11.5%	13	6.5%	37	9.1%	指導無し	131	32.1%
不登校なので分からない	117	20.9%	97	22.9%	72	20.2%	68	17.6%	54	26.0%	40	20.0%	94	23.0%			
n	559	100.0%	423	100.0%	356	100.0%	386	100.0%	208	100.0%	200	100.0%	408	100.0%			

学校において指導を受けていなかった割合が3割強を占める。

不登校の者が約4分の1を占める。

第3 平成26年中の検挙事例

出会い系サイトに起因する事犯の検挙事例

【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）】

被疑者（国立大学事務職員・男・36歳）は、出会い系サイトで知り合った女子児童（17歳）が、18歳に満たない児童であることを知りながら、ホテルにおいて買春をしたもの。

（9月・新潟県警）

【売春防止法違反（売春の周旋）及び児童福祉法違反（淫行させる行為）】

被疑者（無職・男・35歳）ほか1名は、女子児童（16歳）が、18歳に満たない児童であることを知りながら、出会い系サイトを利用して誘引した遊客と遊客方において買春をさせたもの。

（9月・鹿児島県警）

コミュニティサイトに起因する事犯の検挙事例

【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）】

被疑者（会社員・男・33歳）は、インターネットの掲示板で知り合い、インターネットを通じて通信する携帯ゲーム機のソフトを利用して連絡を取り、女子児童（14歳）が、18歳に満たない児童であることを知りながら、ホテルにおいて買春をしたもの。

（5月・茨城県警）

【青少年育成条例違反（みだらな性行為等の禁止）】

被疑者（中学校講師・男・23歳）は、コミュニティサイトで知り合い、無料通話アプリで連絡を取り、女子児童（16歳）が、18歳に満たない児童であることを知りながら、自己の欲望を満たす目的でホテル内においてみだらな性行為をしたもの。

（8月・愛知県警）

【強姦及び児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春、児童ポルノ製造）】

被疑者（地方公務員・男・31歳）は、コミュニティサイトで知り合った女子児童（12歳）が、13歳未満の児童であることを知りながら、ホテルにおいて買春をし、その行為をデジタルビデオカメラで撮影したもの。

（11月・神奈川県警）